第32号議案

東京都台東区身体障害者生活ホーム条例の一部を改正する 条例

上記の議案を提出する。

平成25年2月4日

提出者 東京都台東区長 吉 住 弘

(提案理由)

この案は、障害者自立支援法(平成17年法律第123号)の改正に伴い、引用条文の整理を行うため提出します。

東京都台東区身体障害者生活ホーム条例の一部を改正する条例

第1条 東京都台東区身体障害者生活ホーム条例(平成6年3月 台東区条例第2号)の一部を次のように改正する。

第1条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第2条 東京都台東区身体障害者生活ホーム条例の一部を次のように改正する。

第1条中「第5条第27項」を「第5条第26項」に改める。 付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成26年4月1日から施行する。